

かとう国保だより

“令和4年度は国民健康保険税率、上限額（課税限度額）が変わります”

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みなさまで支えあう制度です。令和4年度は国保税の税率を、下記のとおり改正します。ご理解とご協力をお願いします。

括弧内は令和3年度分です。

令和4年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
① 所得割額	被保険者の令和3年中の基準総所得金額に対し	6.82% (7.75%)	2.67% (2.75%)	2.63% (2.48%)
② 均等割額	被保険者1人ごとに	29,400円 (32,000円)	11,100円 (11,100円)	13,500円 (12,600円)
③ 平等割額	1世帯ごとに	A、B以外の世帯	19,100円 (22,000円)	7,200円 (7,600円)
		A 特定世帯	9,550円 (11,000円)	3,600円 (3,800円)
		B 特定継続世帯	14,325円 (16,500円)	5,400円 (5,700円)
①②③の合計額が1年間の国保税額です。 ※ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。		65万円 (63万円)	20万円 (19万円)	17万円

※「基準総所得金額」とは・・・令和3年中の総所得金額等から43万円（基礎控除）を控除した金額（合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が変わります。）

※「特定世帯」とは・・・国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯介護納付金分を除く平等割額を最大5年間、2分の1に減額します。

※「特定継続世帯」とは・・・特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯介護納付金分を除く平等割額を最大3年間4分の3に減額します。

国保税の軽減等について（未就学児の均等割を5割軽減します）

◆低所得者に対する軽減（申請は不要です）

令和3年中の所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

軽減割合	世帯区分
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割	43万円+28万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

注）1.軽減の判定は、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象です。

2.給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者のうち、給与所得者及び公的年金に係る所得を有する方をいいます。

3.特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保の資格を喪失した方をいいます。

確定申告・住民税申告 が必要です。

国保税額の算定、税額の軽減適用及び高額療養費の給付額の決定等のためには、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要ですので、収入の多少に関わらず、必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

◆未就学児に対する軽減（申請は不要です） 令和4年4月から未就学児の均等割を5割軽減します。

◆非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です）

この制度は、勤務先の会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、又は特定理由離職者（特定の理由による自己都合で離職された方）について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、給与所得を30/100に軽減して算定するものです（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。以下の軽減措置適用条件に該当される方は、保険医療課で申請してください。

【軽減措置適用条件】

- 国保加入者で、離職時点で65歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者で、離職理由コードがNo.11、12、21、22、23、31、32、33、34であること。
- 該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間

【申請に必要なもの】 雇用保険受給資格者証

※軽減が適用される場合は、申請月の翌月に降に税額の更正通知をお送りします。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

(申請が必要です)

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の要件を満たす方の国保税を減免します。(申請期限は、令和5年3月31日必着)

＜対象となる世帯と減免額＞ (主たる生計維持者とは、世帯主のことです。)

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯・・・全額
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯・・・一部を減額(注1)

要件：世帯の主たる生計維持者について、下記のすべてに該当する場合

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること

(注1) 減免額：下記の表1で計算した対象保険税額×下記の表2の区分に応じた減免割合

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

＜減免対象となる国民健康保険税＞ 令和3年度分及び令和4年度分で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている国保税の一部又は全額

表1

対象保険税額 = ア×イ/ウ
ア：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
イ：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)に係る前年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
ウ：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

申請に必要なもの

- (1) 関係
死亡診断書、医師の診断書など、傷病を負ったことが分かるもの
- (2) 関係
・退職証明書、解雇通知書、廃業届など失業等したことが分かるもの
・給与明細書、源泉徴収票など、主たる生計維持者の令和4年1月以降の収入が分かるもの
・主たる生計維持者の令和3年分の確定申告書の写し

＜比較する収入及び所得について＞ ・令和3年度分は、令和2年分と令和3年分
・令和4年度分は、令和3年分と令和4年分

国保税の納付について

◆普通徴収と特別徴収について

普通徴収・・・年税額を8回に分けて、納付していただきます。

年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付してください。

1年分の税額を前納される場合は、全期分の納付書で一括納付してください。

特別徴収・・・国保加入者全員が65歳以上75歳未満かつ世帯主が国保被保険者の

世帯が対象で、世帯主の年金から天引きで年金受給月である偶数月(年6回)に納付していただきます。

(特別徴収に該当するか否かについては、その他の要件もあります。)

◆国保税がコンビニエンスストアで納付できます。

(注) 期別の税額が同じでも、誤った納期の納付書で納付されますと、督促状が發送される場合がありますので、納期の誤りがないようご注意ください。なお、コンビニ利用期限を過ぎますと、コンビニエンスストアでの納付はできません。

* 令和4年度の納期限・・・納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	8月1日	2期	8月31日	3期	9月30日	4期	10月31日
5期	11月30日	6期	12月26日	7期	令和5年1月31日	8期	令和5年2月28日

◆社会保険など、他の健康保険に加入した場合は、保険医療課で、脱退の手続きをしてください。

保健事業について

国民健康保険では、40歳から74歳までの国保被保険者を対象とした生活習慣病の予防を目的として、特定健診(まちぐるみ総合健診、個別健診)や、人間ドック受診費用の助成を実施しています。

【お問い合わせ先】 ※詳しくは、次の担当課までお問い合わせください。

- ① 国保の加入や脱退の手続き、減免、保健事業に関すること・・・**保険医療課**【電話：43-0500】(直通)
- ② 国保税の納付に関すること・・・**税務課**【電話：43-0397】(直通)

世帯主が納税義務者です

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、**世帯主**に国保税が課税されます。